

渋谷三丁目地区地区計画（原案）に関する意見書

資料5

渋谷区まちづくり条例第37条第5項及び第6項に基づき、地区計画の原案の内容について、以下のとおり意見を提出します。

いずれかにチェックしてください。

A:私は渋谷区まちづくり条例第37条第6項で定めるところにより、都市計画法第16条第2項に規定する、地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者※に該当します。

B:Aに該当しません。(その他意見として提出します。)

・氏名

・住所

・ご連絡先

・(Aに該当する方) 地区計画区域内に利害関係を持つ土地もしくは物件の地番

※政令で定める利害関係を有する者

…地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

意見書の提出先

令和5年1月25日(水)までに以下の方法でご提出ください。

① 郵送(当日消印有効)または持参

〒150-8010(住所不要)渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課

② FAX

03-5458-4915